

令和7年度 第3回国見町総合計画審議会議事録

日 時 令和7年12月15日（月） 10:00～11:25

出席者 審議会委員18名（欠席者4名）

【内 容】

1. 開 会（司会：企画調整課長）

全委員22名中18名の出席を報告。

2. 審 議（進行：岩崎会長）

①国見町総合計画審議会専門部会の報告について

事務局

- ・資料1を用い、各専門部会で出された意見について概略を説明。全庁的に情報の共有を行い、今後のまちづくりの中でも活用していくことを確認した。

②第6次国見町総合計画改定版（素案）について

事務局

- ・資料2の内容について説明。基本理念、背景と経過の内容について概略の説明を行った。令和3年～今年度にかけ、社会情勢などが大きく変容してきている。過疎地域の指定や予想を超えるスピードでの人口減少など、それらに対する対策が求められることとなった。また、新基本理念のコンセプト、6つのまちづくりについて5つへ変更となったことについて説明と報告を行った。
- ・資料3の内容について説明。（資料4・5については資料3の内容を補足するもの）時間の都合上、主なものについてのみ説明を行った。デジタル田園都市国家構想相互戦略について触れ、基本構想を6つから5つへ統合したが、考え方や内容について大きな変更点はなし。41の取り組みについては大きな変更があったものについて説明。各地区計画は現状に合わせた変更を行っていることを報告した。資料6については、あくまでも今後5年間で実施予定のものを記載していることを報告した。

【質疑応答】

委員

- ・資料6-39頁-22番についての質問。ビジネス訓練所について、現在の直営方式を見直すとの記載があるが、町単独運営ではなく、広域的な運営などを想定しているのか。

事務局

⇒運営経費がかかり過ぎているなど、議会からの指摘もいただいている。農協や中枢都市圏と

の連携、訓練所の卒業生が就農している近隣市町村との連携などを視野に入れている。

委員

- ・資料 6-41 頁-30 番についての質問。まちの駅設置について、町民の意見を集約するとの記載があるが、どのような手順で行うのか。まちの駅の中身について、どのようなものにしたいのかなどを町民から吸い上げるとなると、早めに取り組む必要がある。どのようなタイミングで意見集約を図るのか、現時点での計画はあるのか。

事務局

⇒先日の議会でも答弁させていただいたが、来年度以降に検討委員会などの立上げを計画している。空き家や空き店舗を活用するのか、運営方式やまちの駅に持たせる機能なども慎重に検討しなくてはいけないと考えており、令和 8 年度内で検討を行いたい。

委員

- ・どこに設置し、どのような機能を持たせるのかなど、予算などの問題もあると思うが真に国見町に必要なものを検討していただきたい。国見町商工会としても協力を惜しまない。

委員

- ・専門部会での意見を反映していただいてありがとうございます。ビジネス訓練所の今後の運営については気になっていたところで、近隣市町村との連携・協力は良い考えだと思う。訓練所の有効活用というところに触れているし、活用プランや良いアイデアを持った人が訓練所の活動に参加できるような仕組みづくりをお願いしたい。移住支援コーディネーターなどとも連携し、訓練所のPRや農業用シェアハウスなどの取り組みも良いのではないか。
- ・デイワーク（1 日バイト）など、国見町での農業体験に隣県や近隣市町村から参加している方がいるが、翌日も働きたいと思っても宿泊する場所が無く、飯坂温泉などに宿泊する方が多い。そういう人たちを取り込むことができれば、関係人口創出につながるのではないか。

事務局

⇒貴重な意見をありがとうございます。ビジネス訓練所の卒業生 19 名のうち 4 分の 1 が町内就農でそれ以外は近隣市町村で就農している。訓練所のシステムは全国的に見ても先進的な取り組みであるため、外向きのPR方法を検討していかなくてはいけないと考えている。また、農業用シェアハウスの活用方法についても検討を行っていきたい。

③国見町過疎地域持続的発展計画（素案）について

事務局

- ・資料 7 の概要について説明を行った。今回の計画については過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）に基づき策定するもので、11 の施策区分に分けて記載している。総合計画の施策区分とは異なることに注意していただきたい。今回の素案では大きく 4 点について変更を行った。①8 頁(5)、改定後人口ビジョンの中位パターンを定義。②9 頁(7)、令和 8 年までを令和 13 年までの 5 年間に変更。③10 頁～推進していく施策区分の記載(1)～(4)について、次期過疎計画では国の体系に習い表形式ではなく文章で表記。④現行では過疎計画に直接関係の無い事業まで記載されているが、次期計画では過疎債などを充当する見込みのある事業など、より過疎計画と関係性の強い事業を記載することで 11 の施策区分

に絞り、より分かりやすく確認しやすい計画にした。今後追加の事業が発生した場合は、議会提出→議決→福島県提出→承認といった流れで対応する。

⑥その他

委員

- ・資料6-3頁-7番にオンライン診療事業の記載があるが、具体的な計画を伺いたい。

事務局

⇒休日・夜間における一次救急を確保することと、公立藤田総合病院の中核医療施設としての体制整備と確保を進めるために実施を予定している。いつから実施できるかという点については、令和8年度から試験的導入ができればと考えている。

事務局

- ・資料9を用い、今後のスケジュールについて説明。来年2月5日に第4回の総合計画審議会を開催し、そこで答申を行う予定。詳細については別途開催通知を行うことを報告。

3. 閉会